

綾瀬市公設放課後児童クラブ利用に関する Q&A

Q 1 : 公設放課後児童クラブはどこにあるのですか？

A 1 :

公設放課後児童クラブ名	所 在 地	電話番号
綾瀬小放課後児童クラブ	深谷中 5 - 1 - 1	0467-98-7043
ながぐつ放課後児童クラブ	綾西 2 - 1 1 - 1 4	0467-98-7092
落合小放課後児童クラブ	落合北 3 - 1 0 - 1	0467-98-7277
土棚小放課後児童クラブ	上土棚南 6 - 1 - 1	0467-91-7347

の 4 箇所ございます。

Q 2 : 公設放課後児童クラブの開所日、開所時間は？

A 2 : 開所日

① 小学校の授業の休業日以外の日：授業の終了後から午後 8 時まで

② 小学校の授業の休業日：午前 8 時から午後 8 時まで

(土曜日、夏休み等)

※午後 7 時から 8 時までは、延長保育時間となります。

休所日

③ 日曜日、祝日及び年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日まで)

※災害等により、クラブ開所が困難と認められる場合は、臨時に休所する場合があります。

Q 3 : 延長はありますか？

A 3 : 午後 7 時から 8 時までが延長保育となります。

Q 4 : どのような児童が入所対象になるのですか？

A 4 : ①綾瀬市に住所を有し、小学校に就学している児童

②保護者の就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において健全な育成を受けられない児童

①、②の要件をいずれも満たしている児童が入所の対象となります。

※入所申請時に届出された理由以外や私的な用事では、お預かりできません。

※児童の安全を考え、午後 5 時以降は必ず公設放課後児童クラブへの迎えを行ってください。

※午後 7 時までには必ずお迎えをお願いします（延長保育の申請をされた場合は午後 8 時まで）。

Q 5 : 公設放課後児童クラブ入所に必要な保護者の就労条件は？

A 5 : 1 か月当たりの就労時間が 6 4 時間以上です。

※フルタイムのほか、パートタイムや夜間など基本的に全ての就労が当てはまります。

Q 6 : 公設放課後児童クラブの保育料等はいくらですか？

A 6 : ①保育料

低学年（1 年生から 3 年生まで）：月額 1 3, 0 0 0 円

高学年（4 年生から 6 年生まで）：月額 1 0, 0 0 0 円

となります。

※保育料の納付方法は、原則として口座振替とさせていただきます。

②延長保育料

児童 1 人につき 1 回 5 0 0 円（月の限度額は 2, 5 0 0 円）

となります。

※保育料の納付方法は、原則として利用月の翌月に口座振替とさせていただきます。

Q 7 : 公設放課後児童クラブに兄弟で入所する場合に割引制度はありますか？

A 7 : 1 世帯につき 2 人以上の児童が入所した場合（民設も含む。）の保育料の額は、最も学年の高い児童（最も学年の高い児童が 2 人以上いる場合は、いずれか 1 人とする。）を除く児童が公設放課後児童クラブに入所する場合については、保育料の額が 2 分の 1 の額となります。

Q 8 : 公設放課後児童クラブの保育料の減免制度はありますか？

A 8 : 次のいずれかに該当する場合は保育料の減免を受けることができます。

- ①生活保護世帯
- ②市民税非課税世帯
- ③保護者が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」の規定による支援給付を受けている世帯
- ④綾瀬市ひとり親家庭における児童扶養手当を受給している場合または、医療費の助成を受けている場合。
- ⑤失業疾病等により収入が全く得られなくなり生活が著しく困窮している世帯
- ⑥災害等やむを得ない事情により生活が著しく困窮している世帯

※ただし、制度の利用には減免申請書の提出が必要になります。

Q 9 : 公設放課後児童クラブ入所申請の際に提出書類は何が必要ですか？

A 9 : 次の①～③の提出が必要となります。

- ①放課後児童クラブ入所申請書（児童 1 人につき 1 枚）
- ②就労証明書（同居している 65 歳未満の就労している方全員）
- ③児童調査票（児童 1 人につき 1 枚）

Q10 : 公設放課後児童クラブ入所に係る就労証明書は誰の分が必要ですか？

A10 : 対象児童と同居されている 65 歳未満の就労している方全員の就労証明書が必要となります。

Q11 : 公設放課後児童クラブの入所申請書類の提出先はどこですか？

A11 : 市役所保育課保育・学童担当まで提出してください。

Q12 : 入所申請書類を提出するだけで放課後児童クラブを利用できますか？

A12 : 優先順位が高い児童（低学年等）から順次承認を行います。応募者多数の場合は、優先順位により入所承認の決定をします。入所承認通知書が届きましたら、入所前に公設放課後児童クラブが実施する入所者説明会に出席いただき説明を受けてください。

Q13 : 公設放課後児童クラブの入所決定後に提出する書類等がありますか？

A13 : 入所が決定した方には「放課後児童クラブ入所承認通知書」と併せて、口座振替依頼書を同封します。※
なお、口座振替依頼書については、口座振替を希望される金融機関へ直接提出してください。

※Webでの手続きも可能ですので、同封するチラシをご覧ください。

Q14：年度の途中から利用できますか？

A14：入所を希望する月の前月の10日までに入所申請書類を市役所保育課保育・学童担当まで提出してください。受入れ可能な状態（定員に空きがある場合）であれば承認を受けることができます。空きがない場合は待機として登録されます。

Q15：公設放課後児童クラブの入所が承認されれば卒業するまで入所できるのですか？

A15：年度ごとの申込のため、今年度に入所承認を受けた方についても、次年度以降の利用を希望される場合は、その都度申請いただき、優先順位により入所承認の決定を行います。

Q16：小学校の授業の休業日（夏休み等）だけの一時利用はできますか？

A16：公設放課後児童クラブでは、一時利用はできません。

Q17：住所や勤務先が変わった場合はどのようにすればいいですか？

A17：申請書に記載した内容（住所、家族、就労状況（勤務時間変更、勤務先の変更、退職等）など）に変更があった場合は、「放課後児童クラブ利用変更届」を市役所保育課へ提出してください。

なお、勤務先の変更の場合は併せて就労証明書も提出ください。

※携帯電話等の連絡先に変更があった場合も知らせてください。

Q18：途中で退所したいのですがどのようにすればいいですか？

A18：公設放課後児童クラブを退所する場合は、事前に「放課後児童クラブ退所届」を市役所保育課へ提出してください。

※原則、月末での退所としております。

※「放課後児童クラブ退所届」の提出がないと、欠席扱いとなり、保育料がかかりますので注意してください。

Q19：保護者でなくファミリーサポートの送り迎えでも構いませんか？

A19：あらかじめ、送迎人登録を行っていれば、送迎は可能です。

Q20：中抜けはできますか？

A20：公設放課後児童クラブに出席した後に塾や習い事等へ行くことはできませんが、再び公設放課後児童クラブに戻ってくることはできません。

Q21：申請書はどこでもらえますか？

A21：綾瀬市のホームページからダウンロードが可能です。

また、市役所保育課及び各公設放課後児童クラブで配布しています。

【申請書ダウンロード先】

ホームページトップページ→子育て・教育→子育て支援サイト→目的で探す→あずける→放課後児童クラブ・あやせっ子ふれあいプラザ→令和6年度綾瀬市公設放課後児童クラブについて

Q22：児童の学区の公設放課後児童クラブが満員の場合、定員に満たないほかの学区の公設放課後児童クラブを利用できますか？

A22：原則として同学区での入所となります。

Q23：承認期間は、保護者等の就労状況に関わらず1年間ですか？

A23：両親のどちらかが求職での申し込みの場合、承認期間は3か月となります。

なお、承認期間中に就労証明書の提出（利用変更届）があれば、年度末までの承認といたします。

Q24：両親以外の求職の場合、承認期間はどうなりますか？

A24：求職の届は必要ですが、両親以外の求職は承認期間に影響しません。

Q25：これから転入予定で、学童を申し込む場合どうしたらよいですか？

A25：賃貸の契約書や住居の引き渡し書等、入所希望日に綾瀬市内に住居があることがわかる書類の提出をお願いします。（実家へ戻るなどの場合は、実家にお住まいの方が記載した申立書（任意）の提出、及び実家にお住まいの65歳以下の方の就労証明書等の提出が必要です。）

申立書例文）

「【名前】は、○年○月○日より、【住所】に居住することを申立します。」

【すでにお住まいの方の名称】【住所】【電話番号】

Q26：自営ではありませんが申告制の請負業であり、就労証明書を出すことができません。どうしたらよいですか？

A26：仕事の依頼元に就労証明書を提出していただくか、就労証明が出ない場合は、自営として扱い、依頼元との契約書と、御自身で記入した就労証明書の提出で受付可能とします。

Q27：単身赴任等で、住民票も別になっている保護者（父または母）がいる場

合は就労証明書が必要ですか？

A27: 住民票が別の場合、就労証明書は不要ですが、申請書の下部にある「申請の理由」に3（その他）を選んでいただき、理由として、「〇年〇月～〇月まで（期間）単身赴任のため（父または母）の就労証明書はありません。」と記載をしてください。

申請書等では、単身赴任者の名前は抜いてください。（同居でなければ記載しない）

Q27: 申請書や就労証明書で誤記をしてしまいました、訂正はどうしたらよいですか？

A27: 書き損じを二重線で訂正し、余白に正しいものを記載してください。

なお、修正テープや修正液で修正された申請書類は受け付けられません。

Q27: 4月申込の締め切りに間に合いません。4月からの入所はできないですか？

A27: 締め切り後も申請の受付は可能です。ただし、期限内に申請いただいた方を優先させるため、空き状況次第で4月からの入所ができない場合があります。（定員超過で入所ができない場合は待機として登録され、毎月の入所状況で空きが出次第通知いたします。）

【問い合わせ先】

綾瀬市役所健康こども部保育課保育・学童担当

住 所：綾瀬市早川550番地（窓口棟2階）

電 話：0467-70-1702（直通）

E-mail：wm.701702@city.ayase.kanagawa.jp